

新潟県後期高齢者医療広域連合 障がい者活躍推進計画

令和5年5月一部改正

機関名	新潟県後期高齢者医療広域連合
任命権者	広域連合長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
新潟県後期高齢者医療広域連合における障がい者雇用に関する課題	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合事務局は、市町村からの派遣職員により構成される組織で、人員体制も30人程度と小規模であったことから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、障がい等のある職員が派遣により在籍することになった実績はないが、これまでも職員の事情には個別に柔軟な対応をしてきていることから、障がい者に限定した組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○今後、障がい者に限定した募集・採用を独自に行う見込みはないが、当局に在籍している職員に対して、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む）を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解促進を図る。</p> <p>（評価方法） 障がい者雇用推進者である総務課長が、年1回実施状況を点検し、任命権者である連合長に報告する。</p>
②定着に関する目標	障がい者である職員が在籍することとなった場合、適切な環境整備等に努め、不本意な離職者を生じさせない。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者である職員が派遣された場合は、本人に職場での配慮事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○現に障がい者である職員が在籍しておらず、今後相当期間、職員を採用しないことが見込まれるが、当局に在籍している職員に対しては、障がい者雇用に関する知識（障がい特性を含む）を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を図る。
4. その他	○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。